

千代田区公衆喫煙所設置助成制度

喫煙者と非喫煙者の共生を図ることを目的として、屋内公衆喫煙所及び屋外公衆喫煙所（コンテナ型喫煙所）の設置及び維持管理に係る経費を助成しています。

1 助成内容

助成対象経費	助成率	助成限度額	回数・期間	支払時期
設置経費（新規） 喫煙所の新規設置に係る工事等の経費 【例】 内装改修工事費用（給排気設備の取付工事等）、防犯カメラの設置、空気清浄機・灰皿等備品購入費用 等	100%	700万円 （ ¹ ）	原則1回 限り	工事終了後、 設置者又は施 工者へ支払い
維持管理経費 喫煙所の運営に係る経費 【例】 賃料（又は賃料相当額）、水道光熱費、空気清浄機等の保守費用、清掃・ごみ処理委託費用 等	賃料・賃料 相当額は 100% （ ² ） 他 80%	年額 264万円 （ ³ ）	1年間に 1回 （再申請可）	一括前払いま たは後払いの 選択制

¹ 5年間運営を継続できなかった場合は、助成金の一部を返還していただくことになります。

² 賃料に清掃費、水道光熱費等の管理費が含まれる場合で、内訳が明確でなければ、助成率は80%となります。

³ 年度の途中において喫煙所を設置した場合は、月割計算となります。

運営開始から5年が経過した後に、古くなった設備の修繕や取替えに係る費用の助成を受けることができます。なお、更新経費助成から5年間引き続き運営していただく必要があります。

助成対象経費	助成率	助成限度額	回数・期間	支払時期
設置経費（更新） 設備の修繕・取替えに係る経費 【例】 内装改修工事費用（給排気設備の取付工事等）、空気清浄機・灰皿等備品購入費用 等	100%	300万円	5年に 1回 （再申請可）	工事終了後、 設置者又は施 工者へ支払い

2 助成対象者

法人、団体及び個人のいずれでも助成を受けることができます。業種は問いません。
ただし、国、行政法人、地方公共団体、公社又は鉄道事業者等の公共的団体を除きます。
喫煙所の設置場所が千代田区内であれば、区外に所在する事業者や区外に居住する方でも助成を受けることができます。

3 助成要件

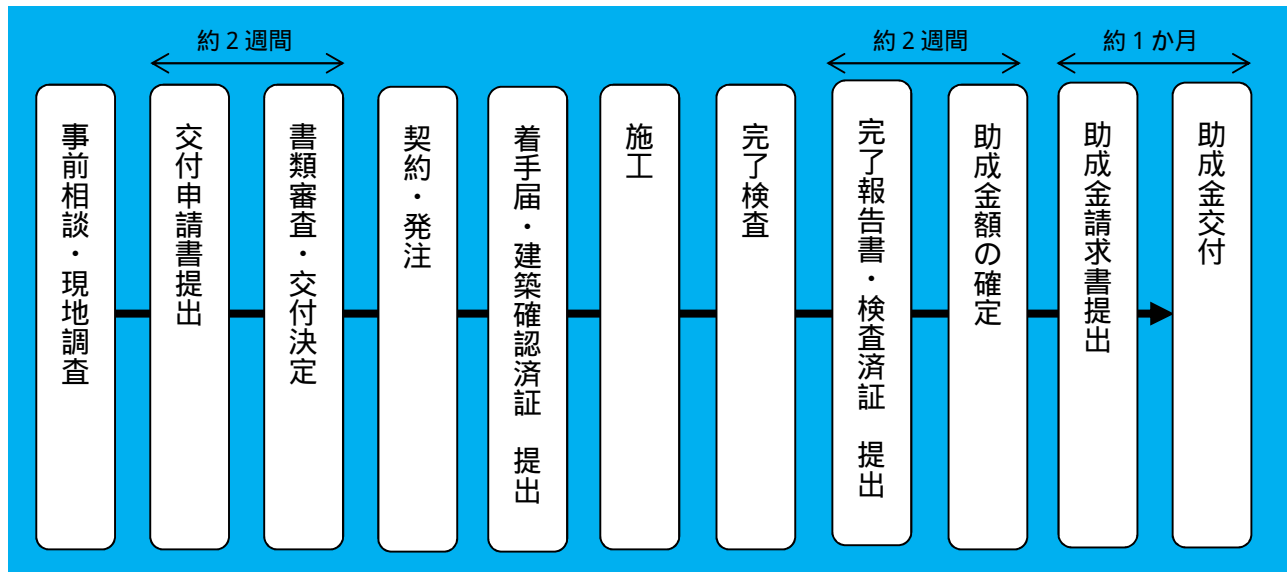
次の要件をすべて満たすことが必要です。

運営について
(1) 誰もが無料で利用できること
(2) おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること
(3) 近隣の居住者、テナント、町会等から、設置についての了解を得ること
(4) 運営開始後、最低5年間は運営を継続すること
(5) 法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること
設置場所について
(1) 公道に面する建物に設置すること
(2) 建物の1階に設置すること (1)～(2)を満たさない場合でも、道路から見えるところに喫煙所があることが分かるような表示をすれば、助成対象となります。
(3) 受動喫煙防止に十分配慮した場所に設置すること
(4) 公衆喫煙所の設置によって周辺的生活環境改善が見込まれる場所であること
設備について
(1) 喫煙所の室外から室内に向かう風速を0.2m毎秒以上確保すること
(2) 給排気設備を設け、室内の空気を屋外に排気すること
(3) 出入口に扉を設け、壁、天井等により室外と完全に区画すること
標識について
(1) 喫煙所の出入口に喫煙を目的とする場所であることが分かる標識を掲示すること
(2) 喫煙所の出入口に20歳未満の人の立入りが禁止されていることが分かる標識を掲示すること
周知及び苦情対応について
(1) 喫煙所の周知について、区が実施する事業に協力すること
(2) 喫煙所に関する苦情等については自らの責任で対応すること

ただし条件を満たした場合であっても、補助することが適当でない判断した場合には、対象となりません。

4 助成事業の流れ

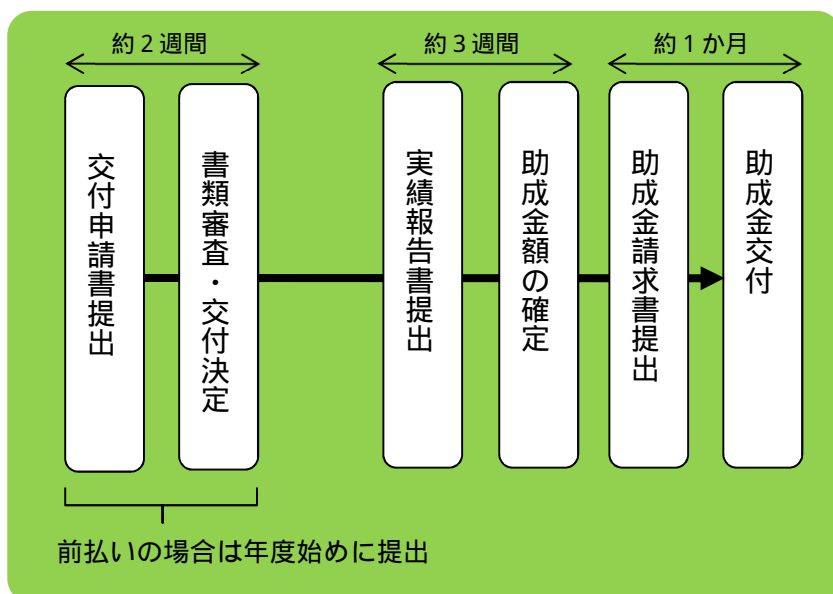
(1) 公衆喫煙所の設置フロー



屋外公衆喫煙所（コンテナ型喫煙所）の場合のみ。

☑	申請書類	様式
	助成金交付申請書	第1号様式
	設置・運営計画書	第2号様式
	< 所有物件の場合 > 土地ではありません。 公衆喫煙所を設置する建物の登記事項証明書（発行後3か月以内）	法務局で発行
	< 賃借物件の場合 > 公衆喫煙所を設置する建物の賃貸借契約書の写し	任意書式
	見積書（工事・備品等）（2社以上） 内訳が記載されていること（「工事一式」等は不可）	任意書式
	公衆喫煙所を設置する場所周辺の地図	任意書式
	公衆喫煙所の図面（設備の位置等が分かるもの）	任意書式
	喫煙所の室外から室内に向かう風速を0.2m毎秒以上確保できる ことが分かる書類（計算書類等）	任意様式
	生活環境条例の遵守確認書	有
	国その他団体等から補助金等の支援を受けている場合はその内容 及び内訳が分かる書類（支援を受けていない場合は補助金等を受けて いないことについての誓約書）	任意書式 誓約書は様式有
	近隣の居住者、テナント、町会等からの同意書又は同意を受けたこと が分かる書類	任意書式 雛形有

(2) 維持管理経費



* 申請に必要な書類

<input checked="" type="checkbox"/>	申請書類	様式
	助成金交付申請書	第1号様式
	維持管理に係る経費の内訳が分かる書類 (例) 清掃委託契約書、空気清浄機メンテナンス契約書 等	任意様式
	維持管理費用の内訳表(概算)	有

Point!

～助成要件についてのQ & A～

- Q 部屋の一部を仕切り、店舗等と併設して喫煙所を設置する場合は、助成対象となりますか？
 助成対象となります。ただし、店舗で使用する備品の購入費用や、店舗部分の賃料など、喫煙所の運営に直接関係のない費用は助成対象外です。
- Q 喫煙所内に自動販売機を設置することはできますか？
 可能です。喫煙所内で広告事業(ポスターの掲示等)を行うことも可能です。
- Q 既に運営中の喫煙所も維持管理経費の助成対象となりますか？
 設置経費の助成を受けた喫煙所のみとなりますが、対象とできる場合もありますのでご相談ください。

様式等は千代田区ホームページからダウンロードしていただくか、千代田区役所5階安全生活課にて配付しております。

区ホームページ (<http://www.city.chiyoda.lg.jp/>)

問合せ先 千代田区 安全生活課 安全生活係
 〒102-8688
 東京都千代田区九段南1-2-1(5階)
 03-3264-2111(代表)

